

報告第31号

専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和4年12月26日提出

宇治市長 松村 淳子



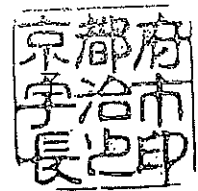
専 決 処 分 書

専決第6号

損害賠償の額を決定するについて、地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和4年11月4日

宇治市長 松 村 淳



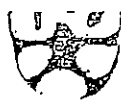
損害賠償額の決定について

市は、家屋雨戸破損事故に係る損害賠償の額を、次のとおり決定する。

1 損害賠償の額 53,460円

2 損害賠償の相手方 住所

氏名



専 決 処 分 書

専決第7号

損害賠償の額を決定するについて、地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和4年12月5日

宇治市長 松村 淳



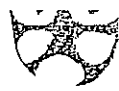
損害賠償額の決定について

市は、道路上の事故に係る損害賠償の額を、次のとおり決定する。

1 損害賠償の額 103,440円

2 損害賠償の相手方 住所

氏名



専 決 処 分 書

専決第8号

損害賠償の額を決定するについて、地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和4年12月12日

宇治市長 松 村 淳



損害賠償額の決定について

市は、道路上の事故に係る損害賠償の額を、次のとおり決定する。

1 損害賠償の額 60,720円

2 損害賠償の相手方 住所

[Redacted]

[Redacted]

氏名

[Redacted]

[Redacted]